



技能実習適正化支援センター（TITSC）代表の渡邊です。

今回の参議院選挙では自国民ファーストを主張する政党の躍進が話題となりました。外国人ファーストを是正すべしとする言説も SNS を通じ拡散されましたが、正確性を欠く議論も散見されました。これが外国人の排斥の議論につながることもないか、外国人の受け入れに関わっている者の一人として気になるところです。

<日本は「外国人ファースト」なのか>

『生活保護は日本人のみを対象とする』とした最高裁の判決があるにもかかわらず、多数の地方自治体で外国人に対する生活保護の給付が行われているのは納得できない」という議論がありました。この議論は正確ではありません。

憲法 25 条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定めており、それを受け 1950 年に施行された生活保護法において、生活保護の対象は「国民」に限定され外国人は対象外となっています。他方、1954 年に厚生省（当時）の通知が出され、各地方自治体の行政措置として、外国人の中でも、永住者、定住者、日本人配偶者などに限定（技能実習生などは対象外）して生活保護が行われるようになりました。各地方自治体が裁量により地域「住民」に対する福祉政策の一環として行うことになったわけです。他方で、上述の 2014 年 7 月の最高裁の判決は、事件との関係で生活保護法の対象は国民であることを判断しただけで、厚生省の通知に基づく各地方自治体の生活保護については判断しておらず、各地方自治体による生活保護が禁止されたわけではないと理解されています。実際に生活保護は 2023 年の受給世帯は約 165 万世帯のところ外国人は約 4 万 6 千世帯（約 2.8%）に上っています。生活保護の支給は申請に基づいて行われており、各地方自治体における審査において外国人が優先されているということはありません。

外国人に対する生活保護についての政策の当否は別にして、これが「外国人ファースト」であるとの議論は当たらないと考えます。

<外国人は勝手に日本にやって来ているのか>

外国人が日本に入国するにあたり、旅行等を目的とする「短期滞在」については、査証（ビザ）取得が免除されている国、地域（現在 73 に上る）もありますが、それ以外の目的の入国には査証（ビザ）取得が必要です。

また「技能」などの在留資格で日本に在留する者の配偶者等と一緒に日本で生活するためには配偶者等が「家族滞在」の在留資格を取得する必要があります。それには日本に在留する扶養者の立場にある者の扶養能力が必要とされ、扶養者が配偶者等を扶養するに足りるだけの収入を得ているのかを入管が審査しています。当該外国人の収入が各地方自治体の日本人に対する生活保護給付の対象になるレベルより少ない場合は当該外国人の扶養能力について消極に評価され、扶養能力に欠けるとして不許可になることもあるようです。

生活保護の対象となっていない外国人についても、扶養能力の評価においては日本人と同じ基準が参照されていることから「外国人ファースト」はないことがお分かりだと思います。

このように外国人が何の制約もなく勝手に日本にやって来て日本に在留することはできない建付けとなっているわけです。

<外国人は日本にとって負担となっているだけなのか>

留学、家族滞在等の在留資格で在留する者は入管の許可を得て就労活動（「資格外活動」）をすることができます（週 28 時間まで）。筆者は具体的なデータを持ち合わせておりませんが、実務経験から相当の数に上るものと思われ、また、職種はホテルのベッドメイキング、飲食店、弁当作り作業など広範にわたっています。日本の産業を下支えしていると言っても過言ではありません。

「新 移民時代 外国人労働者と共に生きる社会へ」（明石書店 2017 年）は上述を象徴するような事例を紹介しています。

「2016 年 4 月の熊本県の大地震では益城町を中心に 20 万戸が被災したが地元ではコンビニ弁当の調達に苦勞したところ、福岡県のコンビニ弁当の製造を請け負う工場が弁当を製造し災害復旧を支えた。工場の従業員 800 人のうち 6 割が外国人で多くはネパール人であった。」

勿論、最初から資格外活動を目的に入国したわけではないでしょうが、日本経済を支える結果となり、「外国人ファースト」どころか日本の災害復旧にも貢献している例があることを忘れてはならないと思います。

外国人ファーストか日本人ファーストかの二者択一ではなく、補完関係にもあると言える外国人とのより良き共生の関係を模索することが重要だと考えています。

~~~~~  
弊センターは、技能実習制度や入管手続きに詳しい行政書士、社労士による外国人技能実習制度を取扱う専門機関です。行政書士の全国ネットワークを活用した体制を整え、監理団体などの申請手続きを支援します。外国語にも対応できます。

弊センターでは監理団体及び実習実施者に向けさまざまなサービスを提供しております。

手数料一覧は、弊社ホームページをご覧ください。

~~~~~  
技能実習適正化支援センター（Technical Intern Training Support Center）

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX : 045-8787-290 携帯 : 090-4710-3790

E-mail : info@titisc.org URL : <http://www.titisc.org/>